

第6期介護保険料の所得段階区分（案）

<第5期の所得段階区分を基本としつつ、新たな国の標準段階を勘案し、一部を修正>

所得段階	対象者	基準額に対する割合
第1段階	・生活保護の受給者 ・中国残留邦人等の支援給付受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額＋公的年金等の収入金額が80万円以下	0.45
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税 合計所得金額＋公的年金等の収入金額が80万円超え120万円以下	0.65
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税 合計所得金額＋公的年金等の収入金額が120万円以上	0.70
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に課税者がいる 合計所得金額＋公的年金等の収入金額が80万円以下	0.90
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に課税者がいる 合計所得金額＋公的年金等の収入金額が80万円超え	1
第6段階	本人が市民税課税 合計所得金額が120万円未満	1.10
第7段階	本人が市民税課税 合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.25
第8段階	本人が市民税課税 合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.50
第9段階	本人が市民税課税 合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.64
第10段階	本人が市民税課税 合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.78
第11段階	本人が市民税課税 合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.92
第12段階	本人が市民税課税 合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.06
第13段階	本人が市民税課税 合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.20
第14段階	本人が市民税課税 合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.34
第15段階	本人が市民税課税 合計所得金額が900万円以上	2.48

【第5期からの修正箇所】

- ・新第6段階と新第7段階を区分する合計所得金額を120万円に修正（修正前125万円）
- ・新第8段階と新第9段階を区分する合計所得金額を290万円に修正（修正前300万円）

第6期介護保険料の所得段階区分（案）

＜別紙1と同一の所得段階区分における第5期と第6期の保険料の比較＞

（基準月額5,500円の場合）

第5期			第6期				
所得段階	基準額に対する割合	年額	所得段階	基準額に対する割合	年額	第5期との年間差額	第5期からの上昇率
第1段階	0.45	25,300	第1段階	0.45	29,700	4,400	17.4%
第2段階	0.45	25,300					
特例第3段階	0.65	36,600	第2段階	0.65	42,900	6,300	17.2%
第3段階	0.7	39,400	第3段階	0.7	46,200	6,800	17.3%
特例第4段階	0.9	50,700	第4段階	0.9	59,400	8,700	17.2%
第4段階	1	56,400	第5段階	1	66,000	9,600	17.0%
第5段階	1.1	62,000	第6段階	1.1	72,600	10,600	17.1%
第6段階	1.25	70,500	第7段階	1.25	82,500	12,000	17.0%
第7段階	1.5	84,600	第8段階	1.5	99,000	14,400	17.0%
第8段階	1.64	92,400	第9段階	1.64	108,200	15,800	17.1%
第9段階	1.78	100,300	第10段階	1.78	117,400	17,100	17.0%
第10段階	1.92	108,200	第11段階	1.92	126,700	18,500	17.1%
第11段階	2.06	116,100	第12段階	2.06	135,900	19,800	17.1%
第12段階	2.2	124,000	第13段階	2.2	145,200	21,200	17.1%
第13段階	2.34	131,900	第14段階	2.34	154,400	22,500	17.1%
第14段階	2.48	139,800	第15段階	2.48	163,600	23,800	17.0%